

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】  
 （変更点は下線部）

改正前	改正後
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス	イ 介護福祉施設サービス
(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）
（一）介護福祉施設サービス費	（一）介護福祉施設サービス費
a 介護福祉施設サービス費(I)	a 介護福祉施設サービス費(I)
i～v（略）	i～v（略）
b 介護福祉施設サービス費(II)	b 介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1	i 要介護1
594単位	547単位
ii 要介護2	ii 要介護2
661単位	614単位
iii 要介護3	iii 要介護3
729単位	682単位
iv 要介護4	iv 要介護4
796単位	749単位
v 要介護5	v 要介護5
861単位	814単位
（二）小規模介護福祉施設サービス費	（二）小規模介護福祉施設サービス費
a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	a 小規模介護福祉施設サービス費(I)
i～v（略）	i～v（略）
b 小規模介護福祉施設サービス費(II)	b 小規模介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1	i 要介護1
747単位	700単位
ii 要介護2	ii 要介護2
810単位	763単位
iii 要介護3	iii 要介護3
877単位	830単位
iv 要介護4	iv 要介護4
940単位	893単位
v 要介護5	v 要介護5
1,002単位	955単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）
（一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費	（一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)
i～iii（略）	i～iii（略）
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1	i 要介護1
594単位	547単位
ii 要介護2又は要介護3	ii 要介護2又は要介護3
700単位	653単位

<ul style="list-style-type: none"> <li>iii 要介護 4 又は要介護 5 828単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>iii 要介護 4 又は要介護 5 781単位</li> </ul>
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)
i ~ iii (略)	i ~ iii (略)
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護 1 747単位	i 要介護 1 700単位
ii 要介護 2 又は要介護 3 847単位	ii 要介護 2 又は要介護 3 800単位
iii 要介護 4 又は要介護 5 970単位	iii 要介護 4 又は要介護 5 923単位
ロ～レ (略)	ロ～レ (略)
2・3 (略)	2・3 (略)